

調布市高齢者総合計画 概要版

第7期（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）

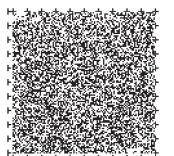


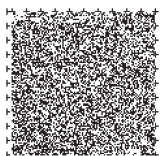
平成30年3月

調布市

この計画書概要版の各ページには、「音声コード（Uni-Voice）」を付しています。

「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。





はじめに



我が国においては、少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来するなか、平成29年6月に社会福祉法が改正され、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、全ての人々が連携して地域福祉の推進を図ることが新たに定められました。

近年では、社会的孤立や生活困窮など、福祉の問題は複雑かつ多様化し、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっております。市では、こうした福祉施策を取り巻く現状等を踏まえ、今般、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画を策定するに当たり、新たに共通の将来像や各計画を貫く4つの理念を定め、その実現に向けて3計画を有機的に展開し、取り組むことといたしました。

また、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を新たな8つの福祉圏域に再編・統合いたしました。これにより、専門機関等の担当エリアの整合を図り、地域での顔の見える関係づくりを進めることで、多問題を有する個人や家庭への対応を図って参ります。

「第7期調布市高齢者総合計画」では、年齢を重ねても、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく自立した生活を送ることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの各分野を結び付けることにより、健康なときだけではなく、要支援・要介護状態や医療の必要なときなど、どのような状況においても切れ目のないサービス提供を行える体制を整えていくこととしています。

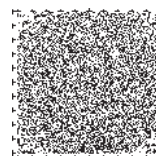
調布市が「地域包括ケア」の目標として掲げる「一人ひとりに必要な支援が届くこと」、そして、「誰もが誰かとつながること」を実現するために、地域の皆様をはじめ、関係団体や専門機関とともに各施策に取り組んで参りますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市高齢者福祉推進協議会の皆様、また、アンケート調査やパブリック・コメント等で多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様並びに関係者の方々にお礼申し上げます。

平成30年3月

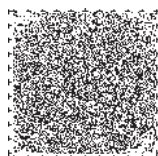
調布市長

長友貴樹



目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の概要.....	2
3 第6期計画の総括と課題.....	3
第2章 調布市の福祉の将来像.....	4
1 将来像と基本理念.....	4
2 福祉圏域.....	5
第3章 計画の構想と内容.....	6
1 基本理念.....	6
2 基本的な考え方（推進方針）.....	7
3 重点施策.....	8
第4章 地域包括ケアシステムの構築.....	9
1 地域包括支援センターの機能強化.....	9
2 生活支援の展開と介護予防の取組.....	11
3 医療と介護の連携強化.....	13
4 認知症高齢者等への支援の充実.....	14
5 在宅生活の支援.....	16
第5章 介護保険事業の円滑な運営.....	19
1 高齢者人口及び第1号被保険者.....	19
2 介護給付費の見込み.....	20
3 サービスの基盤整備.....	21
4 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組.....	22
5 給付の適正化と質の向上に向けた取組.....	23
6 制度の円滑な運営に向けた取組.....	24
7 介護保険料.....	25
第6章 計画の実現に向けて.....	26
1 計画の推進体制.....	26
2 地域づくりの推進体制の充実.....	26
3 他計画との整合性.....	26



第1章 計画の策定に当たって

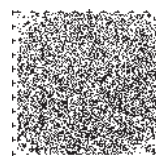
1 計画策定の目的

調布市では「調布市基本構想・基本計画」を定め、「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」をまちの将来像に、「互いに認め支え合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指した取組を進めています。

調布市高齢者総合計画（以下、「高齢者総合計画」という。）は、調布市基本構想・基本計画の理念を実現するために、高齢者分野の目標と施策体系を示した計画であり、調布市では第6期高齢者総合計画を、平成37年（2025年）度を見据えた地域包括ケアシステムを構築するための準備期間と位置付け、施策の展開を図ってきました。

団塊の世代がすべて高齢期を迎えた現在、調布市の高齢化率は平成29年3月31日現在で21.4%となり、国全体の27.3%（平成28年10月1日現在、出典：平成29年版高齢社会白書）よりは低いものの、本格的な超高齢社会を迎えています。こうしたなかで、高齢者が生きがいをもって元気にいきいきと暮らせる仕組みづくりや、ひとりぐらしでも、また介護や医療が必要でも、安心して住み続けることができる地域づくりがますます必要になると考えています。

第7期高齢者総合計画は、これまでの取組と新たな介護保険制度改正等を踏まえ、調布市の超高齢社会にふさわしい、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組を具体化するために策定するものです。



2 計画の概要

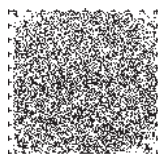
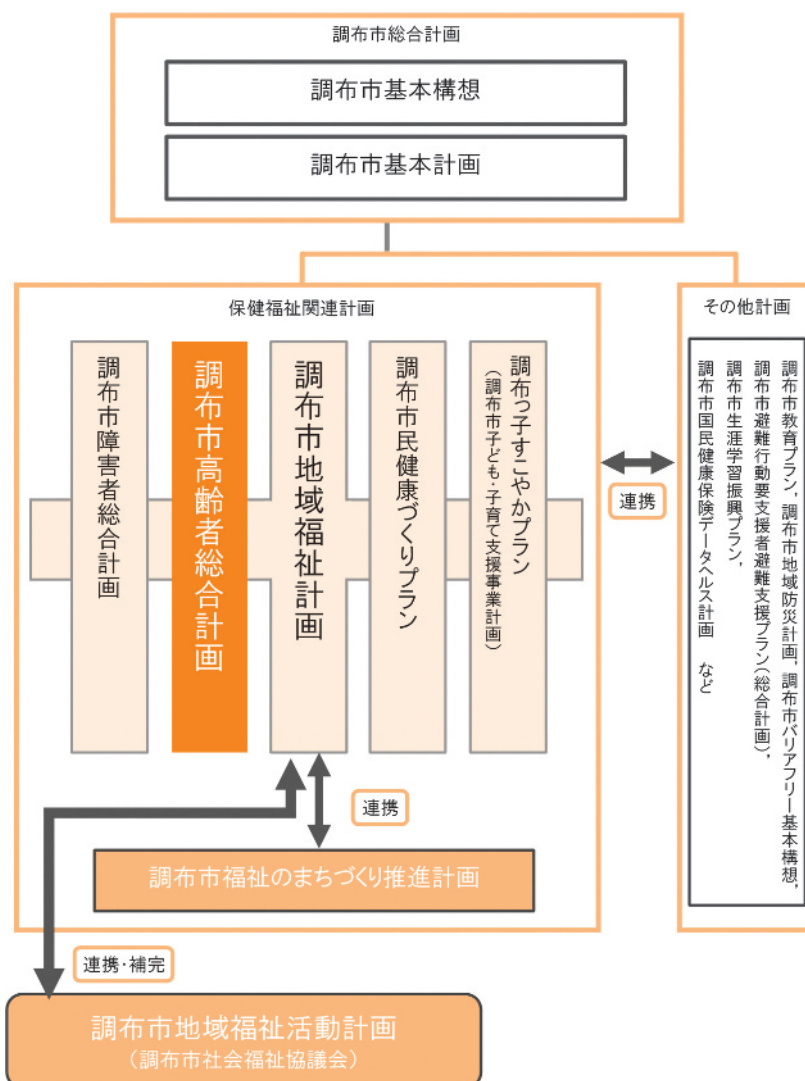
高齢者総合計画は、高齢者に関する福祉サービスや施策全般について定めた「老人福祉計画」と介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等について定めた「介護保険事業計画」の2つの計画を総称した計画です。

第7期高齢者総合計画は、平成30年(2018年)度から平成32年(2020年)度までの3か年を計画期間としています。

高齢者総合計画は、「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」を目指すべき将来の都市像として掲げる「調布市基本構想」と、それを具現化するための基本的な施策等を示した「調布市基本計画」に即して、高齢者福祉を推進するために策定するものです。また、その他の保健福祉関連計画とも整合を図っています。

計画の策定に当たっては、高齢者福祉・介護保険制度を推進するために設置している、市民、事業者、各分野の専門家からなる「調布市高齢者福祉推進協議会」において議論を行ったほか、パブリック・コメント、市民説明会を実施し、高齢者以外の分野別の計画とも整合を図りながら策定を行いました。

【計画の位置付け】



3 第6期計画の総括と課題

第7期に向けて、第6期計画の施策を総括し課題を整理しました。

(1) 社会参加と生きがいづくり

- 第6期計画期間中に開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」は、対象者の増加やニーズの多様化を見据え、継続的に安定した事業運営を図るための体制整備やケアマネジメントの在り方についての検討が必要です。
- 総合事業の土台となる「支え合いの地域づくり」や「互助」の必要性について、一層の周知を図り、地域支え合い推進員や協議体の活動を活性化していくことが必要です。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

- 一般介護予防事業は、「住民主体の通いの場の充実」や「参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくり」を推進していく必要があります。
- 高齢者の社会参加や住民主体の活動について、既存の事業や新規の活動に対する支援を行い、活動の活性化を図る必要があります。

(3) 在宅医療・介護の連携

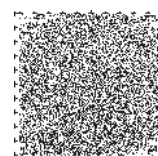
- 病院と地域の診療所との連携や、24時間対応可能な訪問診療・訪問看護の充実など、在宅医療を充実させていく必要があります。
- 施設や在宅でのターミナルケア等の医療ニーズに対応していくため、医療関係者と介護関係者が連携し、地域のあらゆる資源を包括的に提供していくことが必要です。

(4) 認知症施策の推進

- 「認知症初期集中支援チーム」をはじめ、市が推進してきた認知症施策を一層充実させ、新オレンジプランの基本的考え方である「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を目指すことが重要です。
- 認知症高齢者等にやさしい地域の実現に向けて、行政、民間、地域住民など様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくこと、認知症に対する幅広い年代の住民の理解を得ていくための啓発が必要です。

(5) 介護保険サービスの充実

- 高齢化の進行に伴う介護給付費の上昇に対応し、介護保険制度の持続可能性を確保する必要があります。そのために、要介護認定や給付適正化、サービスの質の向上などの保険者機能をより強化していくことが必要です。
- 高齢者が身近できめ細かい、また質が高く適切な介護保険サービスを受けることができるようにする必要があります。



第2章 調布市の福祉の将来像

1 将来像と基本理念

(1) 将来像

みんなが 自分らしく 安心して
つながりをもって 暮らし続けられるまち
— 支え合い 認め合い ともに暮らす —

(2) 基本理念

(理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

市民一人ひとりが住み慣れた地域において、生涯にわたって安心していきいきと自分らしい生き方ができ、必要な支援を受けながら、自立して暮らしていける地域社会を目指します。そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、社会参加を促す取組を進めます。

(理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

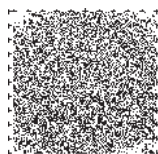
誰もが、孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きる地域社会を目指します。そのために、年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、市民一人ひとりが地域の一員としてつながりをもって暮らせる地域づくりを進めます。

(理念3) 住民全体で支え合う地域社会

市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の課題などについてともに考え、サービスの受け手にとどまるのではなく、できる力を活用して、地域の担い手となり、支援を必要とする人を支え合う地域社会を目指します。そのための体制づくりについて行政、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体と協働しながら取り組みます。

(理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

個人や家族、地域が抱える問題は多様な側面を持っています。これらを解決していくためには、多くの担い手がそれぞれの強み専門性をいかした、より一体的、包括的な支援が必要です。そのため福祉のみならず他分野とも連携し、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指します。



2 福祉圏域

(1) 福祉3計画共通の福祉圏域

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域とします。


(2) 高齢者総合計画における福祉圏域の考え方

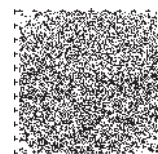
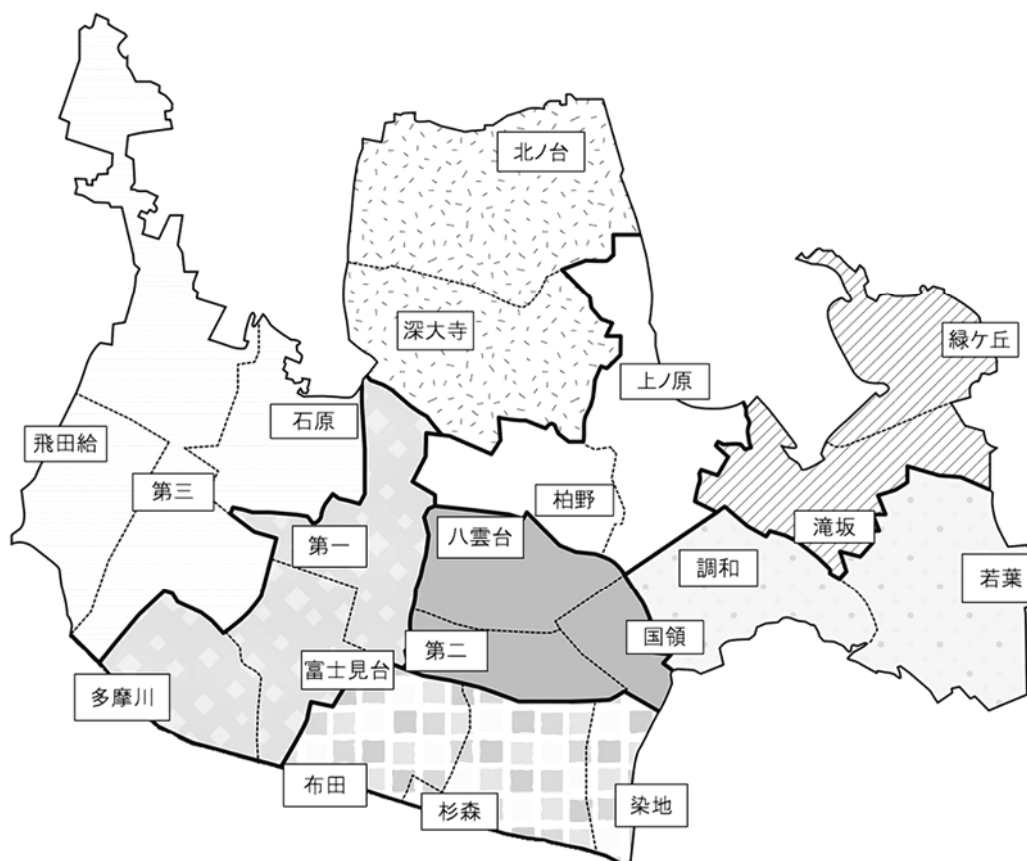
第6期高齢者総合計画では、市域を東西南北4つの日常生活圏域に分け、介護保険事業計画におけるサービス基盤整備を進めてきました。

しかし、複合的な課題を抱えるケース等は、地域における他分野の関係機関が連携した支援が必要となることから、区域の分け方について、第6期計画期間中に関連部署と連携して見直しを進めてきました。

福祉3計画共通の福祉圏域の考え方を踏まえ、日常生活圏域を新たな福祉圏域に合わせるとともに、地域包括支援センターの担当区域についても検討していきます。

■福祉圏域の地域区分

下記  内の記載は 小学校区の名称です。



第3章 計画の構想と内容

1 基本理念

(1) 個の確立と尊重

市民一人ひとりが、地域社会の中で自らの意思と選択にもとづいて生活し、自立して活動できる地域社会を築きます。

また、市民の誰もが地域の一員として自覚を持つとともに、お互いに認め合い、尊重し合える地域社会の実現を目指します。

(2) 参加と協働による支え合いの地域づくり

一人ひとりの自主的な参加を基礎にして、市民、事業者及び調布市が役割を分担し、支え合う地域社会を目指します。個々の市民への働きかけを行うとともに、地域の社会資源の活用やそれらをつなぐネットワークの構築などにより、参加と協働に根ざした地域社会を築きます。

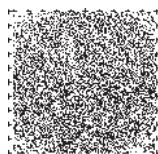
(3) 住み続けたいと思う福祉のまちづくり

福祉の視点を労働、教育、防犯・防災など生活全般に取り入れ、福祉的配慮が行きわたった安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

また、住宅、道路、交通機関などの生活環境の整備にユニバーサルデザインの視点を活かし、すべての人が安全で快適に過ごせる地域社会の実現を目指します。

(4) 福祉と保健・医療との連携

年齢を重ねても、住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく自立した生活が送れるよう、福祉と保健・医療との連携を図り、健康なとき、要支援・要介護状態にあるとき、医療の必要な状態のときなど、どのような状況においても切れ目なく必要なサービスを受けられる地域社会の実現を目指します。



2 基本的な考え方（推進方針）

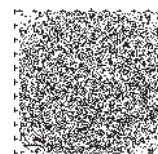
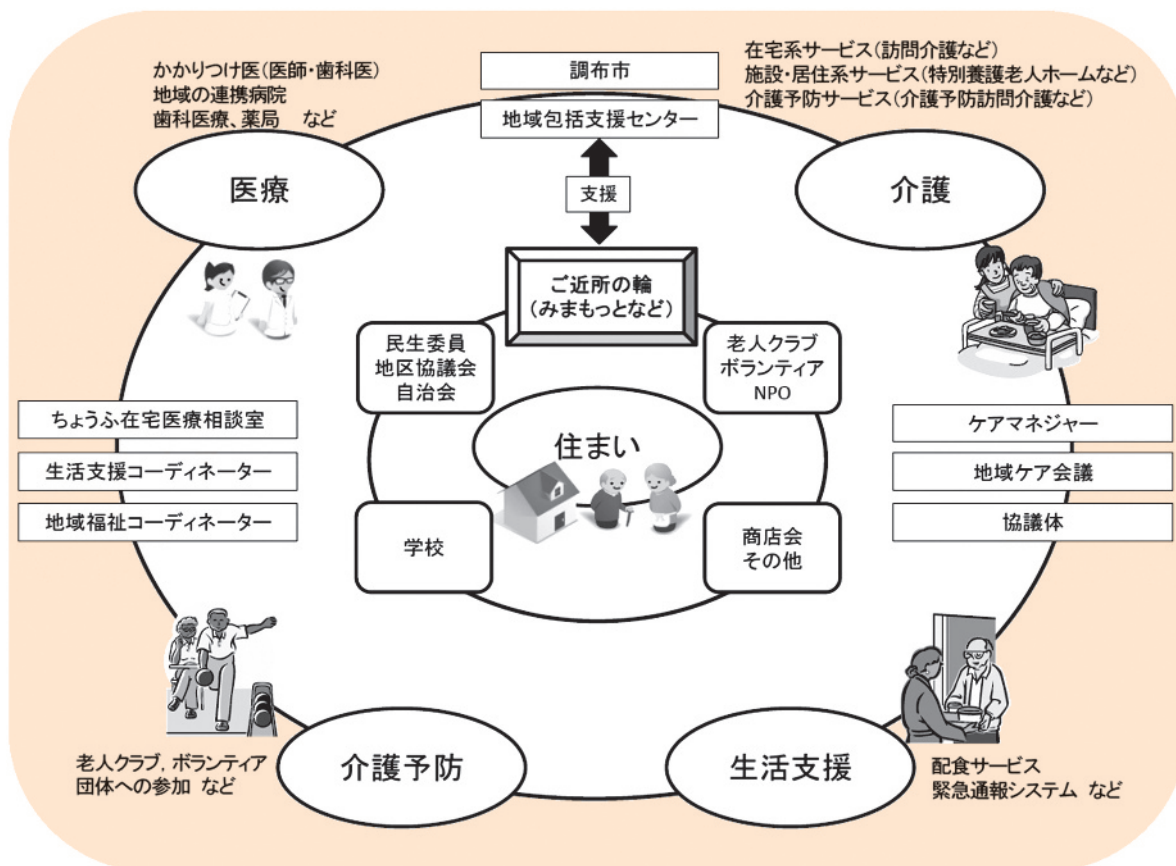
調布市では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）までに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護、予防、医療、生活支援及び住まいのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域の中の関係団体や専門機関、行政の力を合わせて地域包括ケアシステムの仕組みづくりを行ってきました。

第7期はこれまでの取組を受けて、地域包括ケアシステムの土台となる地域共生社会の実現をも含んだ「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指した取組、「介護保険制度の持続可能性の確保」に向けた取組を行います。

そのための課題の分析を行う「地域マネジメント」を充実させ、将来を見据えた柔軟な政策づくりと、高齢者が人生の最終段階まで安心できる「一体的」なケアの提供ができるまちづくりを進めます。

地域包括ケアシステムの構築には、それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の力を活用し、役割分担を踏まえた取組を行うことが必要です。第7期では引き続き、そのための地域づくりを進めていきます。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



3 重点施策

(1) 介護予防の取組

専門職との協働による各種介護予防事業を継続して推進します。併せて、介護予防に資する様々な既存の活動（健康づくり事業、各種ボランティア活動やサークル活動、地域活動、サロン活動など）を総合的に整理し、関係機関と連携を図りながら各活動の活性化を図ります。

(2) ケアラー（介護者）支援

ケアラー（介護者）には、認知症の介護をする人、仕事や育児をしながら介護をする人や自身も高齢な方など、様々な状態の方がいます。地域包括支援センターに寄せられる相談や既存の家族介護者の会等と連携し、多様なニーズの把握に努めます。

また、既存の家族介護者の会と情報共有や後方支援を行うことで、ケアラー（介護者）やケアしている相手への支援につなげます。

(3) 医療と介護の連携強化

市医師会等と連携し、様々な場面で医療と介護の連携が図られるような施策・事業を展開し、多職種連携による包括的・継続的な支援体制の構築に努めます。

また、在宅医療と介護の連携拠点である「ちょうふ在宅医療相談室」の周知と利用促進を図るとともに、ちょうふ在宅医療相談室運営協議会を引き続き開催します。

さらに、在宅医療を推進するために、ちょうふ在宅医療ガイドブック等を活用し、在宅医療・療養に関する情報提供を行います。

(4) 住環境の整備

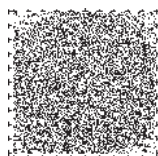
地域包括ケアシステムの基礎である「住まい・住まい方」に関わる施策を充実します。

在宅で暮らし続けられる介護支援や医療、生活支援などのサポート体制の充実に努めます。また、介護保険サービスにおける基盤整備は、全体のバランスを考慮しながら進めていきます。

(5) 認知症高齢者等への支援の充実

認知症高齢者と家族が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、認知症への理解を深めるため、地域住民に対する取組を展開します。認知症サポーター養成講座を引き続き実施し、第7期計画期間の終了までに受講者1万人を目指します。既に受講された方には、フォローアップ講座を実施し、活躍の場を広げます。

また、認知症施策を推進していくに当たっては、医療・介護従事者による連携を強化し対応力の向上に努めます。



第4章 地域包括ケアシステムの構築

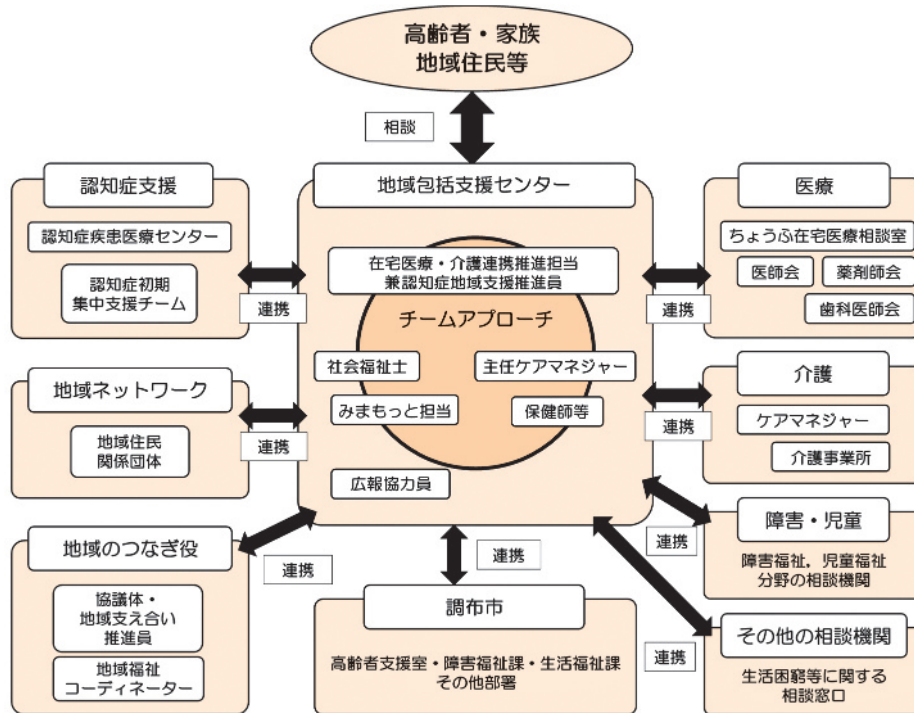
1 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

調布市には、市内に10か所の地域包括支援センターが設置されており、地域包括ケアを推進する中核機関として、7つの機能を担っています。センターの活動を通して、地域包括ケアの体制づくりのための包括的・継続的なマネジメントを行い、多職種での協働を支援していきます。

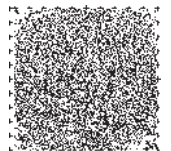
また、地域や関係機関との連携を強化し、センターの周知を図るとともに、ネットワークを活かした取組を充実させていきます。

【地域包括支援センターのイメージ図】



【地域包括支援センターの7つの機能】

- (1) 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- (2) 虐待の防止・早期発見等の権利擁護
- (3) 地域の多様な社会資源を活用した包括的・継続的なマネジメント
- (4) 介護予防事業、予防給付を効果的かつ効率的に提供する介護予防ケアマネジメント
- (5) 地域包括ケアのネットワークの構築
- (6) 在宅医療・介護連携の推進
- (7) 認知症施策の推進



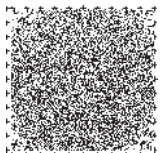
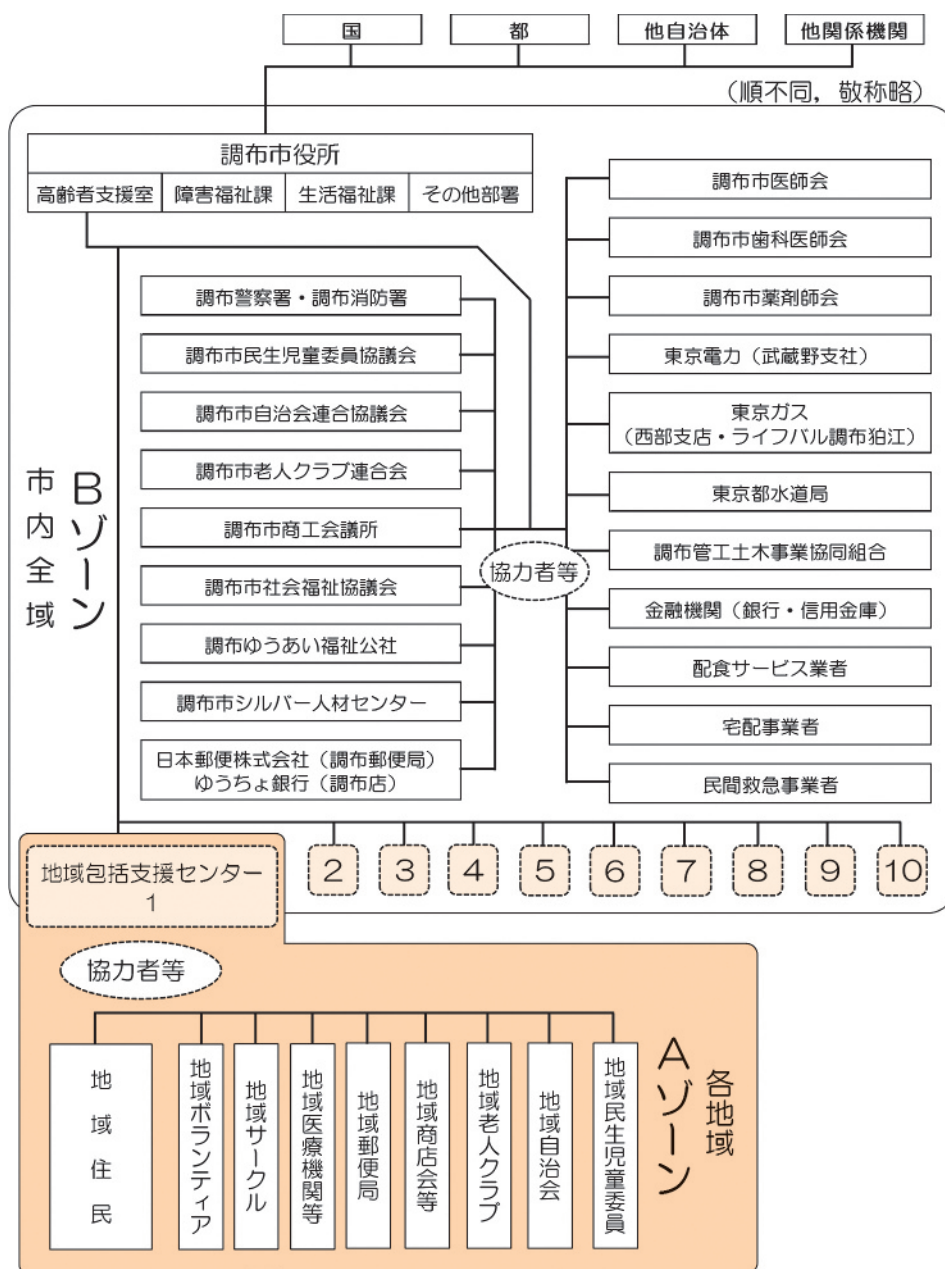
(2) 地域の見守り体制の充実

調布市では、地域の見守り体制として、見守りネットワーク事業「みまもっと」を構築しています。「みまもっと」は、高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者等を見守っていくことを目的とした事業です。

現在では市内 10 か所すべての地域包括支援センターに、「みまもっと担当」が配置され、事業を実施しています。

継続して「みまもっと」を広報し、地域の社会資源（自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、商店会、医療機関など）の協力を得ながら、全市的に展開し、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられる体制をつくります。

【「みまもっと」の協力体制図】



2 生活支援の展開と介護予防の取組

(1) 生活支援の展開と介護予防の取組

① 総合事業の実施

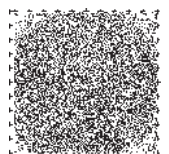
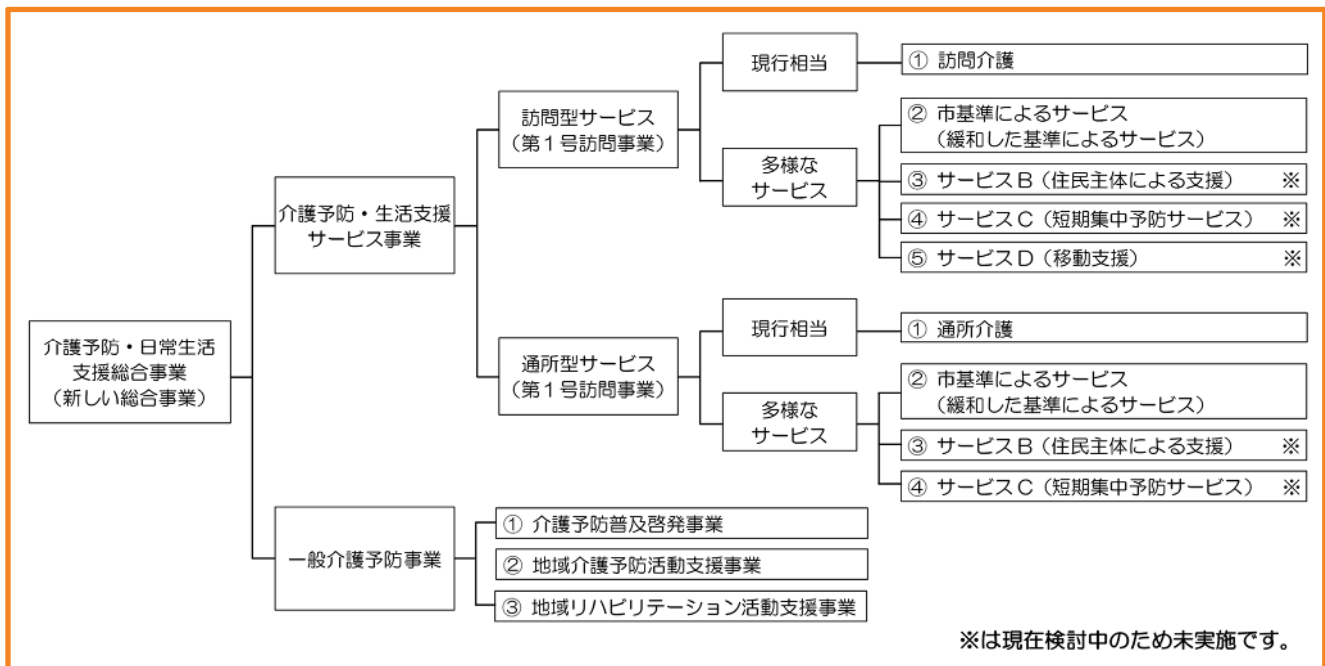
調布市では、平成28年10月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、現行相当の国基準サービスと、要件や時間などを緩和した市基準サービスの2種類を提供しています。

- ホームヘルパーが利用者の自宅へ訪問し、生活援助等（買い物，調理，洗濯など）を実施する訪問型サービス（ホームヘルプ）
- 通所介護施設にて運動機能向上プログラム等を行い、身体機能の維持・改善を図る通所型サービス（デイサービス）

現在提供されているサービスについて、質の向上を図ります。今後は国基準（現行相当）と併せ、多様なサービスを拡充及び検討し、介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

また、高齢者自身の自発的な社会参加と支え合いの地域づくりを推進します。

【調布市介護予防・日常生活支援総合事業の構成】



② 一般介護予防事業の実施

介護予防事業は現在転換期にあり、従来の「運動器等の機能を向上する支援」から「社会参加を促進する支援」へ、また「行政主体型」から「住民主体型」の取組へと見直されています。

総合事業の開始に伴い、介護予防事業全般の見直しを行いました。引き続き従来の事業を継続的に実施し、その中から得られた効果や住民の声、他自治体の事例なども踏まえ、専門職や関係機関などと連携しながら強化していきます。

③ 生活支援体制整備事業の実施

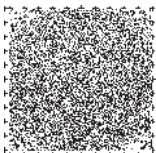
生活支援体制整備事業の推進により「支え合いの地域づくり」を醸成していきます。

第1層（市全域）・第2層（生活圏域）ともに、地域支え合い推進員の資質向上を図りながら、既存の活動への支援や、新たな住民主体の支援活動立上げのサポートをしていきます。第2層の地域支え合い推進員は、平成35年度までにすべての生活圏域ごとに配置することを目指します。

新たな枠組みである総合事業のサービスBの活用については、住民・団体の意向やニーズを十分に汲み取ったうえで、今後の方向性について検討を進めます。また、市の支援の在り方についても、効果的・効率的な方法を研究します。

④ その他の介護予防，健康づくり，社会参加

気軽に健康づくりや地域活動に参加できるよう、健康づくり事業や様々な団体の支援を実施します。また、より多くの高齢者に介護予防や健康づくりに取り組んでもらえるよう、新しい事業を検討するほか、既存の事業についても、実施方法を検討します。



3 医療と介護の連携強化

(1) 医療と介護の連携強化

「医療・介護総合確保推進法」に基づき、在宅医療・介護連携推進事業を実施することとなりました。調布市においても、相談体制の充実や医療・介護連携の仕組みづくり、在宅医療の多職種連携の仕組みづくりを進めています。

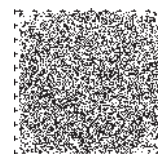
今後慢性期の療養の場が、病院から在宅へと移行することに対応し、ターミナルケア等の医療ニーズに応えるため、地域の資源を包括的に連携させ、在宅医療の提供体制を整えます。

また、医療関係者と福祉関係者の連携を踏まえた、24時間体制の訪問診療や訪問看護などの在宅医療と訪問介護等介護サービスとの連携を進めます。

さらに、後期高齢者の増加が見込まれるため、要介護状態にならず自立した生活を維持し年齢を重ねることができるよう、住民主体の介護予防の取組を進めます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

事業項目	調布市実施事業
ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握	調布市及び調布市医師会ホームページなどに掲載
イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	ちょうふ在宅医療相談室運営協議会にて検討
ウ) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進	ちょうふ在宅医療相談室で医療機関から相談を受付。在宅医療の相談、訪問診療医の紹介・地域包括支援センター等との連携など
エ) 医療・介護関係者間の情報共有支援	調布市医師会が実施しているICTによる連携
オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談窓口として、ちょうふ在宅医療相談室を設置
カ) 医療・介護関係者の研修	医療、介護、福祉分野の多職種に向け、調布在宅医療勉強会を開催
キ) 地域住民への普及啓発	ちょうふ在宅医療相談室パンフレットの配布及び調布市医師会ホームページに掲載、ちょうふ在宅医療ガイドブックの配布、医師会主催での出前講座を実施
ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	北多摩南部保健医療圏において情報共有



4 認知症高齢者等への支援の充実

(1) 認知症支援の充実

調布市はこれまで、「認知症ガイドブック」の作成や「認知症連携会議」の開催、地域包括支援センターへの「認知症地域支援推進員」の配置等により、認知症に係る課題の対応に取り組んできました。

今後は、医療と介護の専門職の連携強化と関係機関の対応力の向上を図り、多様な部門の連携による認知症施策を推進します。

平成30年度には認知症の早期発見・早期対応のための体制整備として、認知症疾患医療センター等との連携による「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

【認知症初期集中支援チーム】

●役割

様々な専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

●目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

●チームのメンバー

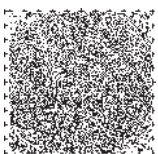
以下の職種のうち、医師を含む3人以上で構成
医師、精神保健福祉士、看護師、地域包括支援センター、社会福祉士など

●チームの配置場所

地域連携型認知症疾患医療センター（青木病院）

●対象者

- ・40歳以上で在宅の方
- ・認知症の方、または認知症が疑われる方
- ・医療や介護保険サービスを受けていなかったり、行動心理状態が顕著なため対応に苦慮している方



(2) 認知症への理解促進

これまで「認知症サポーター養成講座」や「介護者講座」,「介護教室」などを実施してきました。また,「認知症サポーターの活躍の場リスト」を作成し,研修修了後の活動のアドバイスをしています。

今後は,現行事業を継続しつつ,認知症になっても地域で安心して生活できるような支援策を検討していきます。

認知症に対する幅広い年代の住民の理解を得るとともに,民間,地域住民などとともに連携し多様な部門の活動を支援し,認知症にやさしい地域づくりを進めていきます。

【認知症サポーターの活躍の場リスト】

平成29年9月22日初版
認知症サポーター養成講座事務局
(調布ゆうあい福祉公社)作成

認知症の方とその家族介護者を支えるあたたかいまちづくり

認知症サポーターの活躍の場リスト

地域で活躍したいサポーター

学び

サポーターAさん



認知症のことを,みんなに知って欲しい。自分ももっと学びたい

サポーターBさん



「認知症の方への声のかけ方」「見守り」など対応の仕方をもっと学びたい

体験

サポーターCさん



認知症の方のためのデイサービス(通所施設)、グループホーム(入所施設)を1度,見学したい・ボランティア体験したい

参加

サポーターDさん



自分のできる範囲で,認知症の方や家族の方を支える活動に参加したい

サポーターEさん, Fさん



専門職と一緒に,認知症の方や高齢者の方の家事支援,食事の配達等をやってみたい

調布認知症支えあう輪
「認知症になっても暮らせるまちを目指して活動しており,認知症市民セミナーの企画を行っています」(月1回 不定期開催)

- ①調布市みまもりさん養成講座(主催:調布市 年1回開催)
- ②認知症サポーターフォローアップ研修(調布ゆうあい福祉公社) 平成29年11月22日「認知症 声かけ体験会」 平成30年 2月 1日「講演会」
- ③各団体が開催している市民対象の講演会・研修会

- 《認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)》
- ・高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑(八雲台1-5-5)
 - ・調布市ちようふの里高齢者在宅サービスセンター(西町290-5)
 - ・調布市国領高齢者在宅サービスセンター(国領町3-8-1)
 - ・入間町地域密着型認知症デイサービスがちぼあん(入間町3-22-5)
 - ・至誠ホーム調布若葉ケアセンターデイホーム(若葉町3-1-5)
- 《認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)》
- ・認知症の方が生活する施設

介護施設のボランティア活動へ参加

- ①「だれでもカフェこくりょう」(認知症カフェ)へボランティアとして参加(毎月第4日曜日 調布ゆうあい福祉公社国領町3-8-1)
- ②介護者を支えるグループ,認知症カフェへボランティアとして参加

認知症当事者の話し合う会へ参加

調布ゆうあい福祉公社「協力会員活動(有償)」へ参加

空いた時間を誰かのために使いたい。ボランティア活動をしたい

受付・紹介窓口

調布認知症支えあう輪 事務局(西田医院)
TEL 042-483-1350

市報や市のホームページ等で,その都度,お知らせします

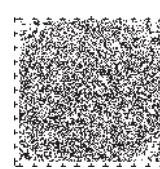
調布ゆうあい福祉公社
TEL 042-481-7711

市民活動支援センター(ボランティアコーナー)
TEL 042-443-1220

- ①調布ゆうあい福祉公社 TEL 042-481-7711
- ②「調布市 認知症高齢者等を介護する家族支援マップ」に一覧が掲載されています。マップをご希望の方は調布ゆうあい福祉公社までご連絡ください

調布ゆうあい福祉公社
TEL 042-481-7711

市民活動支援センター(ボランティアコーナー)
TEL 042-443-1220
※月1回ボランティアガイダンス開催



5 在宅生活の支援

(1) 情報提供と相談体制の充実

調布市はこれまで、調布市社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社などと連携し、介護や福祉に関する情報提供に努めてきました。

今後も引き続き、市報を中心とした幅広い媒体で、福祉や介護に関する情報提供を行うとともに、インターネットやケーブルテレビ、コミュニティFMなどの地域情報媒体を活用した情報の提供を充実します。

また、高齢者支援室と市内10か所の地域包括支援センターにおいて、暮らしの困りごとや介護などに関する総合的な相談を実施してきました。

引き続き個々の相談内容への対応の充実を図るとともに、地域ケア会議を通して、新たなニーズの掘り起こしや連携につなげ、地域づくりに役立てていきます。

合わせて、「ちょうふ地域福祉権利擁護センター」、「ちょうふ在宅医療相談室」、「こころの相談室」や「住まいぬくもり相談室」など、総合相談と専門相談の両輪による相談体制の充実を図ります。

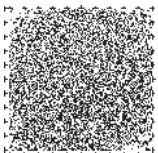
(2) 在宅生活を支えるサービスの充実

調布市では、高齢者が介護が必要になっても安心して住み慣れた自宅で生活し続けるために、介護保険サービス以外にも市の一般施策として、自宅で生活する高齢者を支えるサービスメニューを充実させてきました。

今後も支援を必要としている方にサービスが適切に提供されるよう、事業内容の周知を図るとともに、ニーズに合致したサービスを提供していきます。

サービスの提供にあたり、種類別に一般施策を網羅した「くらしの案内～シルバー編～」を、より多くの市民に活用いただけるよう、周知に努めていきます。

また、高齢者の在宅生活を支える事業を行う、調布市社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社、調布市シルバー人材センターなどを引き続き支援するとともに、多様なサービスが一体的に提供されるよう、団体間の調整を図ります。



(3) 虐待防止・権利擁護の推進

市民、関係団体、介護専門職などとの連携を強化し、虐待の防止や早期発見ができる体制を整えます。

見守りネットワーク「みまもっと」や見守りサポーターの活用、家族介護者に対する相談体制、講座などの支援を充実します。

また、認知症などで判断能力が十分でない方や、日常生活に不安を持つ方などが安心して生活を続けていけるように、多摩南部成年後見センターとの連携を図り、成年後見制度などの権利擁護の必要な方を適切なサービスにつなげます。

さらに、権利擁護に対する社会的意識を高めるために、権利擁護に関する情報の普及・啓発を行います。

その他、高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの被害の防止にむけて、広報や情報共有を行います。

(4) ケアラー（介護者）への支援

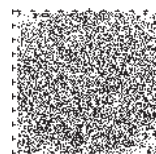
介護保険制度が創設された大きな目的のひとつは、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みを設け、家族の介護負担を軽減することでしたが、今もなお、多くの家族は何らかの心理的な負担や孤立感を感じています。

在宅での介護が継続できるように、介護を受けている本人だけでなく、介護を続けている家族の身体的・精神的負担を緩和するための支援を充実します。

最初の相談窓口となる地域包括支援センターの周知等、身近な介護の相談体制を推進するとともに、介護に関する情報、市内にある介護者支援団体などの情報の提供、ゆとりある介護を学ぶための介護者講座の内容等を充実します。

また、レスパイト（介護者の一時的な休息）を促進するための取組を検討するほか、介護者同士の市民の集まりや介護施設の家族会などと連携し、情報共有やニーズ把握に努めるとともに、後方支援を行いケアラー（介護者）への支援を進めていきます。

さらに、見守りネットワーク「みまもっと」の周知や認知症サポーター養成講座の実施を通して、地域の理解を深め、対応力の向上を図ります。



【ケアラー（介護者）支援マップ】

公益財団法人調布ゆうあい福祉公社 広報紙 第1号
 〒113-8531 東京都調布市調布4-1-1 TEL: 03-6421-7111 FAX: 03-6421-8211 URL: www.yuuai.or.jp

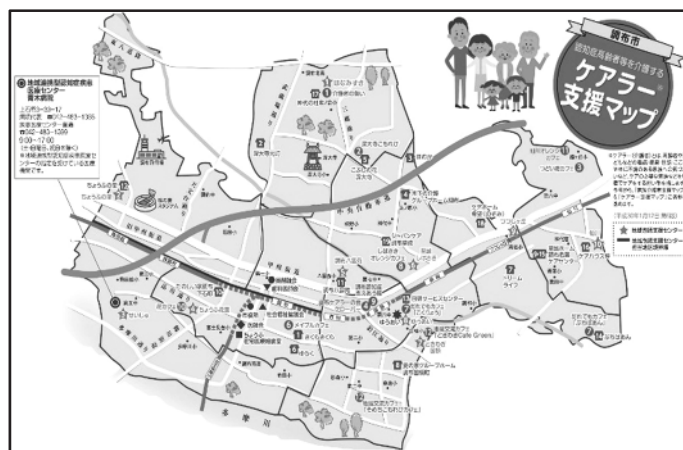
ゆうあい
 困ったときはゆうあいへ、
 困ってなくてもゆうあいへ
 元気な時からゆうあいとの絆でつながる「おたがいで」の地域の輪

調布市
 認知症高齢者を介護する
ケアラー支援マップ

認知症高齢者とその家族の方
 子育てと介護のダブルケアに悩んでいる方、
 これから介護をはじめられる方、ひとりで介護を抱え込まないために、
 調布市内には「あつと」である、認知症等の当事者と、ケアラー（介護者）のための「あつと」があります。

- 1 「調布市認知症高齢者を介護するケアラー（介護者）のためのあつと」をつくりだすこと、情報提供
- 2 毎月、認知症の当事者等と対話する場「あつと」を設けて、悩みを相談し、情報提供
- 3 地域で暮らしやすさ、協力を促す「あつと」を開催します
- 4 認知症サポーター養成講座を開催

調布市認知症高齢者を介護するケアラー（介護者）のためのあつと
 〒113-8531 東京都調布市調布4-1-1 TEL: 03-6421-7111 FAX: 03-6421-8211 URL: www.yuuai.or.jp



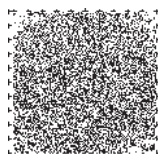
調布ゆうあい福祉公社では、ケアラー（介護者）同士が集まる場やグループ、相談窓口等をマップにしたケアラー支援マップを作成し、市内全戸に配布しています。

（5）住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住まいを確保するために、調布市では「住まいぬくもり相談室」の相談事業を通して住まいに関する相談への対応を行ってきました。

高齢者が必要な住まいを確保するために、介護保険制度での施設整備や公営住宅の供給、民間賃貸住宅の入居支援などを進めるとともに、幅広い相談支援、情報提供を行っていきます。

なお、介護保険制度による住宅改修費の支給や介護保険非該当となった高齢者に対する住宅改修費の助成についても実施するほか、新たに療養病床から退院する高齢者の受け皿の確保が進むよう、関係各方面とも調整していきます。



第5章 介護保険事業の円滑な運営

1 高齢者人口及び第1号被保険者

【総人口・高齢者人口の推計】

(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	226,291	229,220	231,904	233,786	235,439	236,953	242,101
高齢者人口	47,920	48,877	49,683	50,237	50,585	50,968	52,797
高齢化率	21.2%	21.3%	21.4%	21.5%	21.5%	21.5%	21.8%
前期高齢者	24,365	24,421	24,299	24,021	23,644	23,800	21,857
前期高齢化率	10.8%	10.7%	10.5%	10.3%	10.0%	10.0%	9.0%
後期高齢者	23,555	24,456	25,384	26,216	26,941	27,168	30,940
後期高齢化率	10.4%	10.7%	10.9%	11.2%	11.4%	11.5%	12.8%

※ 各年度10月1日時点。

【被保険者数の推計】

(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	48,170	49,125	49,954	50,468	50,841	51,259	53,297
第2号被保険者	78,666	80,052	81,348	82,816	84,219	85,488	89,846
被保険者数合計	126,836	129,177	131,302	133,284	135,060	136,747	143,143

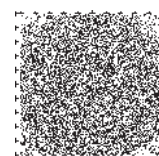
※ 各年度10月1日時点。

【要支援・要介護認定者数の推計】

(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	1,775	1,720	1,833	1,938	2,022	2,123	2,450
要支援2	1,370	1,532	1,567	1,599	1,609	1,658	1,930
要介護1	1,561	1,678	1,797	1,912	1,999	2,138	2,545
要介護2	1,590	1,578	1,561	1,565	1,545	1,559	1,688
要介護3	1,082	1,087	1,179	1,261	1,331	1,451	1,751
要介護4	1,004	1,045	1,105	1,146	1,170	1,244	1,440
要介護5	876	873	898	921	927	966	1,070
合計	9,258	9,513	9,940	10,342	10,603	11,139	12,874
認定率	18.8%	19.0%	19.5%	20.1%	20.5%	21.4%	23.8%

※ 各年度10月1日時点。



2 介護給付費の見込み

介護給付費等の見込みについては、実績を踏まえたうえで、介護給付・予防給付などの各サービスの特性を考慮し、また基盤整備の計画を勘案して推計し、在宅サービスや施設サービスなど各サービスにかかる費用を推計しました。

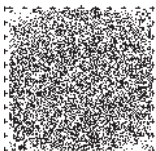
サービス種別ごとの介護給付費と高額介護サービス費等を合計した標準給付費と、地域支援事業費を合計した第7期における介護保険総事業費は、約491.8億円となります。

【介護保険総費用の推計】

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	第7期計
■標準給付費	14,111,993	15,542,339	16,697,267	46,351,599
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	13,265,476	14,581,943	15,676,988	43,524,407
総給付費	13,123,335	14,266,227	15,153,006	42,542,568
一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額	14,586	22,956	25,028	62,570
消費税率等の見直しを勘案した影響額	156,727	338,672	549,010	1,044,410
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	363,376	426,484	430,154	1,220,014
高額介護サービス費等給付額	400,460	444,502	493,388	1,338,350
高額医療合算介護サービス費等給付額	66,378	72,466	79,124	217,967
算定対象審査支払手数料	16,302	16,945	17,613	50,859
■地域支援事業費	911,481	946,798	968,331	2,826,610
介護予防・日常生活支援総合事業費	568,234	588,201	609,734	1,766,169
包括的支援事業・任意事業費	343,247	358,597	358,597	1,060,441
■介護保険総費用	15,023,474	16,489,137	17,665,598	49,178,209

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。



3 サービスの基盤整備

平成37年（2025年）に向けて、地域密着型サービスにおける基盤整備については、介護保険事業計画においてサービス基盤整備を進めるうえで目安とする区域として、日常生活圏域を8つの圏域とし、住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活する「地域包括ケアシステム」の理念のもと、介護保険サービス全体のバランス等を考慮したうえで、基盤整備を進めていきます。

第7期計画においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を、1か所180床を整備します。また、地域密着型サービスでは、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を行います。

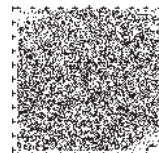
【地域密着型サービスの基盤整備状況】

		緑ヶ丘 滝坂 小学校 地域	若葉 調和 小学校 地域	上ノ原 柏野 小学校 地域	北ノ台 深大寺 小学校 地域	第二 八雲台 国領 小学校 地域	染地 杉森 布田 小学校 地域	第一 富士見台 多摩川 小学校 地域	第三 石原 飛田給 小学校 地域	合計
①	認知症対応型 通所介護		2か所 (24人)			2か所 (24人)			1か所 (12人)	5か所 (60人)
②	認知症対応型 共同生活介護	1か所 (18人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	2か所 (27人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	1か所 (18人)		10か所 (171人)
③	小規模多機能型 居宅介護		1か所 (29人)							1か所 (29人)
④	夜間対応型 訪問介護									0か所
⑤	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護				1か所 (29人)					1か所 (29人)
⑥	地域密着型特定施設 入居者生活介護									0か所
⑦	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			1か所 (20人)						1か所 (20人)
⑧	看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)								1か所 (29人)
⑨	地域密着型 通所介護	3か所 (37人)	2か所 (20人)	1か所 (14人)	4か所 (37人)	1か所 (10人)	5か所 (67人)	3か所 (43人)	3か所 (47人)	22か所 (275人)

※ 平成30年3月1日現在。

【基盤整備（必要定員数）】

【調布市全体】	第6期終了時点 (平成29年度末) (A)	第7期計画値(B)			第7期終了時点 (平成32年度末) (A+B)
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
認知症対応型 共同生活介護	10か所 (171人)	—	1か所 (18人)	—	11か所 (189人)
小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	1か所 (29人)	—	—	2か所 (58人)
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	—	—	1か所 (29人)	2か所 (58人)



4 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険事業の現状や将来推計に基づき、平成37年（2025年）に向けて、調布市は、自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組として、「地域マネジメントの充実」、「市民参加による地域とのつながり促進」、「重度化防止の取組」の目標を設定します。

なお、取組成果の検証は、要介護認定率やサービスの受給率、一人あたりサービス費の変化などの分析、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から、高齢者の意識（幸福度）、地域活動への状況、介護予防リスクの変化を分析し、その結果によって成果を検証します。

【地域マネジメントの推進】

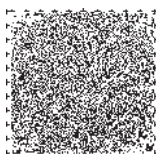
取組	目標
地域ケア会議の開催	各地域包括支援センター会議各3回
第2層の地域支え合い推進員の拡充	第7期計画期間中の2人増員と、平成35年度までの全福祉圏域への配置

【市民参加と地域とのつながりの促進】

取組	目標
1 市民参加による、高齢者の自立支援のための取組	
認知症への理解の促進	認知症サポーター養成講座受講者数合計： 第7期計画期間終了までに 1万人
調布市高齢者家事援助ヘルパーの養成	調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修の受講者数：年40人
2 地域とつながる介護予防を進めるための取組	
介護予防健診の参加者の増加	「おたっしゃ21」の受診者数：年300人
一般介護予防事業の拡充	知って活かそう介護予防：年30回 ステップアップ教室：年30回 からだと用具の総合相談室：年12回 介護予防講演会：年2回
地域介護予防活動支援事業の拡充	住民主体の介護予防活動の支援団体数：年10団体

【重度化防止の取組（目指すべき方向性についての考え方の共有）】

取組	目標
地域密着型サービス事業所の支援	認知症高齢者グループホーム連絡会の開催 認知症対応型通所介護事業所連絡会の開催 運営推進会議への参加
介護支援専門員に対する支援の拡充	介護支援専門員を対象とした研修会の開催



5 給付の適正化と質の向上に向けた取組

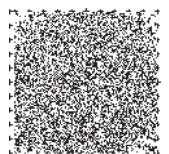
介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なケアマネジメントを実施し、事業者が適正にサービスを提供するよう促すことです。

介護保険法の改正に伴い、市区町村の介護保険事業計画において、地域の実情やこれまでの介護給付適正化の取組を踏まえ、実施する取組の内容やその目標などを定めることとなりました。

そのため、具体的な取組内容等を定めた「東京都第4期介護給付適正化計画」と整合を図ったうえで、適正化に向けた取組を実施します。

【給付の適正化と質の向上に向けた取組】

基本的考え方	取組目標
(1) 要介護認定の適正化	
全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される。(要介護認定の平準化)	○要介護認定の調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握する。
(2) ケアプランの点検	
保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する。	○「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を参考に、主任介護支援専門員を中心にケアプラン点検を実施する。
(3) 住宅改修・福祉用具の点検	
受給者の実態にそぐわない不適切または不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の利用を進める。	○住宅改修事業者に対して、介護保険住宅改修の趣旨・手続きなどを普及啓発する。 ○改修工事を行おうとする利用者や福祉用具の利用者に対する訪問調査について、より効果的な調査になるよう検討・実施する。
(4) 縦覧点検・医療情報との突合	
報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。	○介護サービス事業者等に支払われた介護報酬について、複数月にまたがる支払状況の確認や医療保険と介護保険との給付情報の突合を行い、提供されたサービスの整合性等について、点検を行う。
(5) 介護給付費通知	
受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を共有する。	○わかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。



6 制度の円滑な運営に向けた取組

(1) サービスの質の向上に対する取組

利用者が安心してサービスを受けることができるよう、介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険サービス事業者調布連絡協議会との連携強化や、ケアマネジャーの質の向上と適切なケアマネジメントの実施を図るための研修会の実施、サービスを安定的に供給するため、施設整備に合わせた人材確保と、質の高いサービスを提供できる人材の育成を行います。

(2) 利用者への情報提供・支援

市報や市ホームページ、調布エフエム放送、ケーブルテレビなどの媒体を活用した情報提供や、市民を対象とした「出前講座」を引き続き実施します。

また、介護サービスの苦情については、引き続き、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携しながら、相談・要望などへの対応を行います。

(3) 介護保険サービス利用料の負担軽減

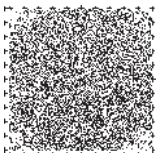
低所得の利用者や、1か月間の負担額が一定の上限額を超えた方の負担を軽減するものとして、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」、「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護サービス費」などの支給を、継続して実施します。

また、介護サービス提供事業者による軽減制度も継続して実施します。

(4) 介護保険制度改正への対応

高齢者や障害者などがともに利用できる「共生型サービス」の情報提供や、総合的な援助が必要な方に対して両制度を円滑に利用することができるよう支援していきます。

平成30年4月から指定居宅介護支援事業所の指定監督権限が都道府県から市区町村へ移譲されます。そのため、事業所指定に係る事務を適正に行うとともに、適切なケアマネジメントを推進していくため、支援の充実を図ります。

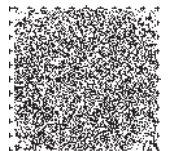


7 介護保険料

調布市では、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、14段階とし、第7期における第1号被保険者の介護保険料基準額は、月額5,600円と設定します。

【所得段階別の保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料
			年間保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で、前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	2,520円
			30,240円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階以外の方で、前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.625	3,500円
			42,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階及び第2段階以外の方	0.75	4,200円
			50,400円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	4,480円
			53,760円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち第4段階以外の方	1	5,600円
			67,200円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,160円
			73,920円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	7,000円
			84,000円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	8,400円
			100,800円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.7	9,520円
			114,240円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.9	10,640円
			127,680円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.2	12,320円
			147,840円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	13,440円
			161,280円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方	2.65	14,840円
			178,080円
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が3,000万円以上の方	2.9	16,240円
			194,880円



第6章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

調布市高齢者総合計画の推進に当たっては、「高齢者福祉推進協議会」、「地域包括支援センター運営等協議会」を開催し、計画や事業の達成状況の点検及び評価を実施します。

また、専門職・事業者による協議会である「介護支援専門員調布連絡協議会」、「介護保険サービス事業者調布連絡協議会」、「ちょうふ在宅医療相談室運営協議会」への活動支援を行うほか、「居住支援協議会」とも連携し、自力で住まいを確保することが困難な高齢者等を包括的に支援するワンストップサービスの試みを充実させます。

2 地域づくりの推進体制の充実

今後も、地域包括ケア「見える化」システムや、各種調査の実施を通して、地域マネジメントを実施します。具体的には、自立支援・介護予防・重度化防止に関する取組と目標の進捗状況を検証するほか、施策の事後評価等を行い、改善を行うPDCAサイクルを確立します。

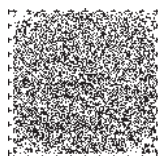
また、地域支援事業として実施される「地域ケア会議」は、個別事例から課題分析、政策検討まで、扱うテーマや内容も幅広くなっています。今後さらに、自立支援・重度化防止のため、「関係者会議」、「地域ケア会議（課題解決地域ケア会議）」を充実していきます。

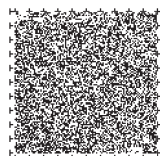
3 他計画との整合性

調布市高齢者総合計画は、調布市基本計画内で高齢者福祉を総合的に推進するための計画として位置付けられています。計画推進に当たっては、上位計画である「調布市総合計画」や「調布市地域福祉計画」と整合を図りながら進行します。

計画策定に当たっては、本計画と「調布市地域福祉計画」、「調布市障害者総合計画」との福祉3計画同時の改定となり、共通する将来像、理念を定めています。

また、他の保健福祉に関する計画、保健医療福祉分野以外の計画とも整合を図るとともに、東京都地域医療構想並びに地域医療計画における「在宅医療」の分野における内容の整合、東京都が策定する高齢福祉に関する計画を把握し、整合を持った計画を推進します。





調布市高齢者総合計画 概要版

第7期（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）

発行日 平成30年3月

刊行物番号

発行 調布市

2017-249

編集 調布市福祉健康部 高齢者支援室

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

（電話）042-481-7149（直通）

（ファクス）042-481-4288

（URL）<http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

表紙絵は、調布市民生児童委員協議会 濱野氏 作

